

教委議案第30号

明石市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則制定のこと

明石市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年11月22日提出

明石市教育委員会

教育長 北 條 英 幸

明石市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(明石市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 明石市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>(学期)</p> <p>第4条 学期は、次のとおりとする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>7月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 (略)</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>	<p>(学期)</p> <p>第4条 学期は、次のとおりとする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 (略)</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 改正部分は、下線の部分である。2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。	

(明石市立中学校・小学校・幼稚園及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 明石市立中学校・小学校・幼稚園及び特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和33年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>(学期)</p> <p>第21条 学期は、次のとおりとする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>7月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第22条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 春季休業日 3月25日から<u>4月7日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月22日から8月27日</u>まで</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>	<p>(学期)</p> <p>第21条 学期は、次のとおりとする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第22条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 春季休業日 3月25日から<u>4月6日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月21日から8月31日</u>まで</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

(明石市立明石養護学校学則の一部改正)

第3条 明石市立明石養護学校学則(昭和46年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>(学期)</p> <p>第6条 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>7月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 3月25日から<u>4月7日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月22日から8月27日</u>まで</p> <p>(5)~(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>	<p>(学期)</p> <p>第6条 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 3月25日から<u>4月6日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月21日から8月31日</u>まで</p> <p>(5)~(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

(明石市立幼稚園園則の一部改正)

第4条 明石市立幼稚園園則(昭和40年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>(学期)</p> <p>第7条 学期は、次のとおりとする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>7月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 (略)</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>	<p>(学期)</p> <p>第7条 学期は、次のとおりとする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 (略)</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 改正部分は、下線の部分である。2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

本案は、小学校、中学校及び特別支援学校の長期休業日の期間を実態にあわせて変更するとともに、それにあわせて2学期の開始時期を前倒しするほか、市内学校園の学期の区分を統一するため所要の整備を図ろうとするもの。